

企業退職金制度の環境変化とその取り扱い

確定拠出年金を導入する上場・中堅企業が、この6月にも100社を超える見とおしです。従来型の企業年金制度から日本版401K確定拠出年金制度への移行、退職金・退職年金制度の見直しや廃止などともなう取り扱いは、つぎのとおりです。

1. 確定拠出年金制度の導入に伴う移行時の取り扱い

<p>1. 適格年金・厚生年金基金など企業年金からの移行</p>	<p>1) 移行時の過去勤務債務などの積立不足額の有・無 (1) ない場合 移行可 (2) ある場合 つぎの方法により全部または一部移行可 a 積立不足額を追加拠出 b 労使合意による給付額の引き下げ</p> <p>2) 確定拠出年金に移管できる金額の限度額 従来から確定拠出年金制度を導入していたと仮定した場合の「使用人の過去の勤務に係る掛金として拠出する金額の合計額 + その利子相当額」</p> <p>3) 企業年金契約の解約に伴う解約返戻金 (1) 移行の場合、返戻金は事業主に返還され、事業主が同額を再拠出 年金制度上の責任準備金を超えるため、再拠出されない額があるときは益金算入 (2) 単なる解約の場合、加入者に返還 一時所得・1/2課税</p>
<p>2. 退職一時金制度からの移行</p>	<p>退職給与規程の改正又は廃止の場合、つぎの1) - 2)の金額を、3年以上7年度以内の範囲で確定拠出年金規約に定める年数に分割して、資産を資産管理機関に拠出することにより移行できます。</p> <p>1) 在職使用人の全員が移行日の前日に退職すると仮定した場合に支給する退職金相当額(改正・廃止前の退職給与規程による)</p> <p>2) 在職使用人の全員が移行日に退職すると仮定した場合に支給する退職金相当額(改正・廃止後の退職給与規程による)</p>

2. 退職金を受給した場合の取り扱い

<p>1. 退職金制度の廃止</p>	<p>廃止にともない受給した金額</p>	<p>退職所得</p>
<p>2. 退職金制度を廃止し、「退職金前払制度」の導入</p>	<p>毎月給与に加算される退職金相当額</p>	<p>給与所得</p>

お見逃しなく!

退職給与引当金制度は、2002年4月1日以降開始事業年度から廃止され、引当金勘定の残高は、つぎの割合により益金算入されます。

- 1) 中小企業(資本金1億円以下) 10年間 各1/10
- 2) 大企業 当初2年間は各3/10、残り2年間は各2/10